

高山市告示第55号

高山農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月12日

高山市長 田 中 明

記

1 縦覧期間

令和8年6月12日から次回農業振興地域整備計画の変更日まで。ただし、高山市の休日を定める条例（平成元年高山市条例第7号）第1条第1項に定める日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までに限る。

2 縦覧場所

高山市役所農政部農務課

高山市花岡町2丁目18番地